

平成29年度答申第4号
平成29年6月8日

諮問番号 平成28年度諮問第13号（平成29年3月29日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 立替払事業に係る未払賃金額の不確認処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が行った賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条に基づく立替払事業に係る未払賃金額等の確認申請に対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不確認とする処分（以下「本件不確認処分」という。）をしたところ、審査請求人が本件不確認処分の取消しを求めて審査請求した事案である。

2 関係する法令の定め

賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち

所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済する旨規定する。

賃確法7条における上記「政令で定める事由」（立替払の事由）として、賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号及び賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。）8条は、事業主が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態（事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ賃金支払能力がない状態）になったことについて、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったことを掲げている。

そして、賃確法7条並びに賃確則12条2号、13条2号及び12条1号へは、上記認定に係る事業主の事業を退職した者が未払賃金の立替払の請求をするには、支払期日後まだ支払われていない賃金の支払期日及び支払われるべき額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けなければならない旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成22年8月末日頃に有限会社P（以下「本件会社」という。）に雇用され、本件会社が経営する居酒屋であるQ（以下「本件店舗」という。）の店長として、売上金の管理やアルバイト従業員の給料計算を行っていた。

（審査請求人からの聴取書）

- (2) 本件会社は、平成28年2月22日、事実上の倒産状態となり、審査請求人はこれに伴って退職した。

なお、本件会社の代表取締役R（以下「R」という。）は、同年3月5日以降、行方不明で連絡不能となっている。

（弁明書、審査請求人からの聴取書）

- (3) 処分庁は、平成28年6月21日付けで、本件会社について、賃確令2条1項4号所定の事由に該当することの認定を行った。

（弁明書、確認申請書）

- (4) 審査請求人は、平成28年6月29日、処分庁に対し、未払の定期賃金は1,652,700円（基本賃金を月額236,100円とし、審査請求人が未払であると主張する平成27年8月分から平成28年2月分までの7か月分を合計したもの）であること等の確認を求める申請（以下「本

件確認申請」という。)を行った。

(確認申請書、弁明書)

(5) 処分庁は、平成28年7月21日付けで、審査請求人に対し、本件確認申請については、未払賃金額について「未払賃金額を確定させるための書証がなく、出勤日数、労働時間数及びこれまでの内払い等の状況が明確でないことから、未払賃金額を確定出来ないため。」との理由により、本件不確認処分を行った。

(不確認通知書)

(6) 審査請求人は、平成28年10月18日、審査庁に対し、本件不確認処分の取消しを求める審査請求をした。

(審査請求書)

(7) 審査庁は、平成29年3月29日、当審査会に対し、「原処分を維持することが妥当である。」として、諮問した。

(諮問説明書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

1 審理手続における審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、自分は平成27年8月分から平成28年2月分までの賃金を支払ってもらっておらず、支払がないのに不確認とした本件不確認処分には不服があると主張している。

なお、審査請求人は、反論書(平成29年1月19日付け)において、7か月分の未払賃金を全額請求せず、他のアルバイト従業員で認められた3か月分で請求する旨述べている。

2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁は、審査請求人の毎月の定期賃金額が236,110円であったこと及び審査請求人の出勤状況については確認できるが、定期賃金の支払状況については、本件会社の賃金台帳及び金銭出納帳等の経営関係帳簿が紛失しており、Rも行方不明となっている上、審査請求人に対する定期賃金の支払は現金払であるため、審査請求人の預金通帳からも定期賃金の支払状況を確認できず、その他の資料によっても確認することができないから、本件不確認処分が違法又は不当であるとは認められず、本件審査請求は棄却すべきである旨判断している。

なお、審理員意見も同旨である。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

当審査会に提出された主張書面及び資料によれば、本件審査請求がされてから諮問に至るまでの経過は別紙のとおりであり、審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

2 本件不確認処分の適法性及び妥当性について

(1) 認定事実

各項末尾掲記の資料によれば、以下の事実が認定できる。

ア 審査請求人は、本件会社が事実上の倒産状態となった平成28年2月22日まで、本件会社が経営する本件店舗の店長として勤務しており、勤務すべき日にはおおむね毎日出勤していた。

(審査請求人からの聴取書及び労働者Aほか4名からの聴取書)

イ 審査請求人は、本件店舗の売上金を管理し、経費を引いたものをRに渡していた。本件店舗で勤務するアルバイト従業員の賃金は、審査請求人が管理する売上金の中から支払われていた。

(審査請求人からの聴取書)

ウ 審査請求人の定期賃金は、Rが審査請求人に支払っており、毎月10日が支払期日となっていたが、平成27年頃からその支払が滞るようになり、不定期に分割で支払われていた。

(審査請求人からの聴取書)

エ 処分庁は、平成28年5月頃、本件店舗、住民票上のRの自宅ほか3か所に通知を発送した上で、Rへの電話を試み、さらにRの住民票上及び商業登記簿上の自宅や関係場所を訪問するなどの調査を行ったものの、Rとは連絡が取れず、本件会社の賃金台帳及び金銭出納帳等の経営関係帳簿を入手することができなかった。

(平成28年度諮問第13号に関する主張書面(平成29年5月8日付け))

オ 審査請求人に対する賃金の支払は、銀行口座への振込等、支払の日及び金額が記録として残る方法によって行われてはいなかった。

(審査請求人からの聴取書)

(2) 検討

ア 上記認定事実によれば、審査請求人は、Rから定期賃金の支払を受けるべき労働者であったこと、審査請求人の定期賃金は支払期日ごとに全額支払われていたものではなく、不定期に、かつ分割で支払われていた

ことは認められるものの、それ以上の具体的な支払状況については、本件会社の賃金台帳及び金銭出納帳等の経営帳簿も発見されておらず、Rからの聴取もできていない。また、審査請求人への賃金の支払は振込み等の記録に残る方法によって行われていなかったため、審査請求人が処分庁に提示した預金通帳の記載内容をも、その支払状況は明らかとはいえない。審査請求人の定期賃金の未払金額を確定するためには、いつ、何月分の定期賃金のうち幾らの金額が支払われたのかを確定する必要があるところ、本件では審査請求人に対する具体的な定期賃金の支払状況は不明であり、したがって、未払分の金額を確定することはできないといわざるを得ない。

イ 審査請求人は、審査請求人宛ての平成27年6月分給料支払明細書及び同年7月分給料支払明細書（以下、併せて「本件各給料支払明細書」という。）を提出しており、本件各給料支払明細書の記載を根拠として、平成28年2月5日に平成27年7月分の定期賃金支払が終了し、それ以後の定期賃金が未払である旨主張しているものと解される。

しかしながら、本件各給料支払明細書には事業所名として「P」、係印として「R」の手書きの記載があるものの、Rの押印等はなく、処分庁が様々な調査を実施したにもかかわらず、その作成状況等についてR等から聴取できておらず、作成者が誰であるのかも、いかなる状況で作成されたのかも明確になっていない。

また、審査請求人の説明によれば、本件各給料支払明細書は、それぞれに記載された日付に236,110円が全額支払われたことを示すものではなく、不定期に分割で支払われていた平成27年6月分及び同年7月分の定期賃金の支払がそれらの日付に完了したということを示すものにすぎず、実際にいつ幾らの金額が定期賃金として支払われたのかは、本件各給料支払明細書をもってしても不明である。

結局、本件各給料支払明細書も具体的な定期賃金の支払状況を示すものではなく、作成者及び作成の状況を明確にすることができない本件各給料支払明細書だけでは「平成27年7月分の定期賃金までは支払われており、それ以後の定期賃金は未払である」との事実を認定することは困難である。

ウ なお、審査請求人は、反論書において、7か月分の未払賃金を全額請求せず、他のアルバイト従業員で認められた3か月分で請求する旨述べているが、当該3か月分もまた未払であるとの事実を認定することがで

きない7か月分の一部をなすものであることから、未払の事実を確認できないとする事実認定において相違するところはない。

(3) まとめ

したがって、本件については、審査請求人から十分な資料が提出されておらず、処分庁において調査を尽くしても、審査請求人に係る未払賃金額を確認できる資料がなかったというほかないことから、本件不確認処分に違法又は不当があるとはいえない。

3 以上によれば、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る審査庁の判断は妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	大	橋	洋	一

別紙

- (1) 審査庁は、本件審査請求の審理手続を担当する審理員として、大臣官房総務課審理室長であるS（以下「審理員S」という。）、同室総括審理専門官であるT及び同室企画調整専門官であるU（以下「審理員U」という。）を指名し、そのうちの審理員Sを審理員の事務を総括する者として指定し、平成28年11月10日付けでその旨を審査請求人及び処分庁に通知した。
- (2) 審理員Uは、平成28年11月10日付けで、処分庁に対し、審査請求書の副本を送付するとともに、同年12月10日までに弁明書を提出するよう求めた。
- (3) 処分庁は、平成28年11月30日付けで、審理員Uに対し、弁明書及び関係資料を提出した。

審理員Uは、平成28年12月20日付けで、審査請求人に対し、弁明書の副本を送付するとともに、反論書を提出する場合には平成29年1月20日までに提出するよう求めた。

また、審理員Uは、同日付けで、審査請求人に対し、処分庁から提出された資料の標題を知らせる文書を送付した。
- (4) 審査請求人は、平成29年1月19日付けで、審理員Uに対し、反論書を提出した。

審理員Uは、同月25日付けで、処分庁に対し、審査請求人から提出された反論書の副本を送付した。
- (5) 処分庁は、平成29年2月7日付けで、審理員に対し、追加資料を提出した。

審理員Uは、同月14日付けで、審査請求人に対し、処分庁から追加資料が提出された旨通知した。
- (6) 審理員Uは、平成29年2月22日付けで、審査請求人及び処分庁に対し、審理手続を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期が同年3月8日である旨を通知した。
- (7) 審理員Sは、平成29年3月7日付けで、審査庁に対し、「審理員S」作成名義の審理員意見書を提出した。また、審理員Uは、同日付けで、審査庁に対し、事件記録を提出した。